

1.汚水適正処理構想とは

公共下水道やコミュニティ・プラント、合併処理浄化槽など家庭や事業所から発生する汚水を処理する施設を「汚水処理施設」と呼んでいます。「汚水適正処理構想」とは、市内全ての地域でこれらの汚水処理施設を、効率的な整備手法を基に、整備スケジュールなどを定めるもので、愛知県の示す方針に基づき県内市町村が一斉に策定し、愛知県が策定する「全県域汚水適正処理構想」（以下、「構想」）に反映されるものです。

本市では、平成15年度に計画的かつ効率的な汚水処理のあるべき姿を示すことを目的として策定され、平成22年度・平成27年度・令和3年度に見直しを行い現在の構想（下水道整備面積785.8ha）となっています。

2.構想見直しの理由及び方針

前回、令和3年度に持続可能な下水道事業運営や汚水処理の早期概成を目指して構想を見直しました。

今回の構想の見直しでは、前回の構想策定後、新たに整備することになった「北の玄関口事業^{注)}」に係る区域を、経済性等から流域関連公共下水道区域として整備するものとしました。

また、これらの開発時期や本市の財政状況を踏まえて、本市下水道事業の整備スケジュールを見直したところ、流域関連公共下水道（神守処理分区）の一部区域では、予定より整備に時間を要する見通しとなりました。このため、整備に時間を要する区域を下水道整備区域から合併処理浄化槽区域に変更しました。

あわせて、見直した本市下水道事業の整備スケジュールに基づき、中間目標年（令和8年）の整備予定区域の一部を変更するものとしました。

注）北の玄関口事業

津島市ではリニア中央新幹線の開業による交流人口の増加を見据えて、道路と鉄道の交通インフラにより津島市にアクセスする地区を正面と東・西・南・北の5つの玄関とらえた玄関構想（ゲートウェイ・プロジェクト）を策定しています。このうち、市の北部に位置する青塚駅周辺の地区については、駅利便性の向上に必要な基盤整備を行いつつ、市街化調整区域の地区計画制度を活用して、本市の「北の玄関口」として駅の近接性を活かした居住環境の実現を目指すものとしています。

3.期待できる効果

「北の玄関口事業」で行う基盤整備にあわせて下水道整備を行うことで、経済的かつ早期の下水道管渠の布設が可能となります。

また、整備に時間のかかる下水道整備区域を合併処理浄化槽区域とすることで、次の効果が期待できます。

- 地域住民にとっては、単独処理浄化槽に係る転換補助制度が活用可能となります。
- 下水道経営にとっては、整備に時間を要する計画区域の末端部の整備を取りやめることで、下水道整備の早期概成の達成と今後の投資額を抑制でき、より良い経営実施に寄与できます。

4.構想見直しのポイント

今回の構想の見直しを以下に示します。

1)見直しの考え方

- 「北の玄関口事業」で行う基盤整備にあわせて下水道整備を行うことで、経済的かつ早期の下水道管渠の布設が可能となることから、「北の玄関口事業」に係る区域を流域関連公共下水道区域として整備します。
- 「北の玄関口事業」等の整備時期や本市の財政状況を踏まえて下水道管渠の整備スケジュールを見直したところ、整備に時間を要する見通しとなった流域関連公共下水道（神守処理分区）の一部区域については、下水道整備区域から合併処理浄化槽区域に変更しました。

2)中間計画(目標年次:令和8年度末)における整備区域

今後6年間(本年度～令和8年度)の整備計画では、見直した本市下水道事業の整備スケジュールに基づき、整備予定区域の一部を変更するものとしました。

5.構想見直しの結果

前回構想で策定した下水道整備区域785.8haに対し、今回の見直しにより下水道整備区域は804.8haへと変更しました。前回構想と今回の見直しの差となる19.0haは、合併処理浄化槽区域から下水道整備区域へ変更することとします。

6.今後の汚水処理施設整備の見込み

本市では、集合処理として公共下水道整備を令和5年度末までに476haの整備が完了しています。

今後は、下水道の整備と並行して、合併処理浄化槽の普及促進に努め、汚水処理施設整備の早期概成を図ります。